

文部科学省説明資料



平成29年4月21日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文教施設におけるコンセッション事業の具体化目標に向けた今後の取組

「PPP／PFI推進アクションプラン」(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定)において、文教施設(スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設)については、「平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中に、3件のコンセッション事業の具体化を目標」とされた。

【PPP/PFI推進アクションプラン】(文科省関係部分抜粋)

3. 推進のための施策(1)実効性のある優先的検討の推進【具体的取組】

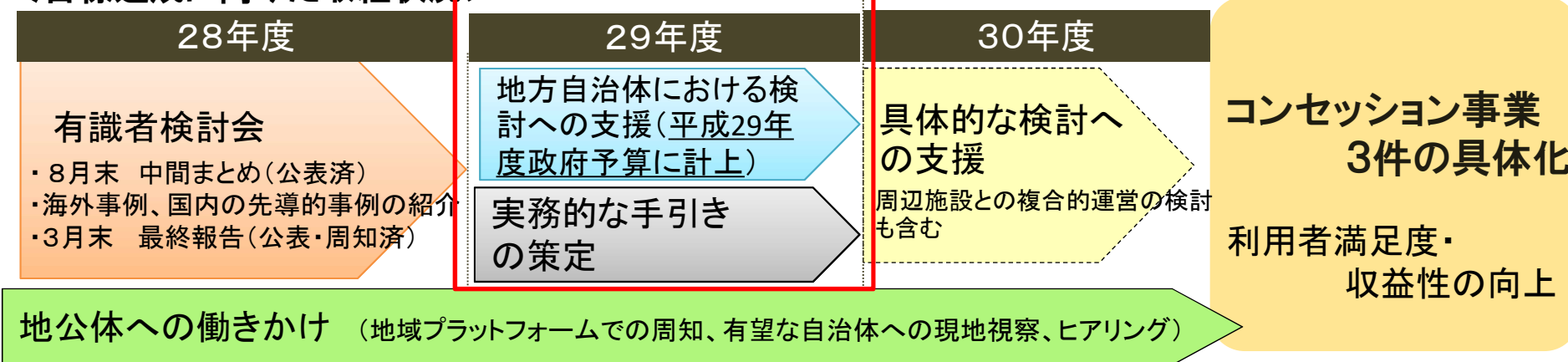
- ①国や全ての人口20万人以上の地方公共団体等において、優先的検討規程を策定する。(平成28年度末まで)
＜内閣府、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等＞

4. 集中取組方針 (2)重点分野と目標 ⑤文教施設

次に掲げる措置等により、平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中に3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。
＜文部科学省＞

- ・文教施設(スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設をいう。以下同じ。)について、コンセッション事業を活用し、利用者の満足度の向上を図るとともに収益性を高める取組を推進する。(平成28年度から)＜文部科学省＞
- ・文教施設の具体の案件形成を行うため、地方公共団体等への働きかけを実施する。(平成28年度から)＜文部科学省＞
- ・文教施設へのコンセッション事業の活用のあり方について検討会を設置して検討する。(平成28年度末まで)＜文部科学省＞
- ・当該検討を踏まえ、具体の案件形成に向けた支援を地方公共団体に実施する。(平成29年度から)＜文部科学省＞
- ・都市部の文教施設における案件形成においては、周辺の他施設も包含した複合的運営による集客力拡大等の取組を進める。(平成28年度から)＜文部科学省、内閣府＞

＜目標達成に向けた取組状況＞



＜優先的検討について＞

- 文部科学省の優先的検討規程については、平成29年4月1日から施行。今後、必要に応じて規程の見直しを行っていく。

文教施設の検討事例①

奈良少年刑務所赤れんが建造物(法務省所管)

具体化

■概要

コンセッション方式を導入し、重要文化財である建造物を観光資源として有効活用(ホテル、賑わい施設のほか、監獄の近代化に関する歴史的史料を展示する史料館など。)を図る予定。

■現在の状況

平成28年10月21日 重要文化財の指定答申
平成28年12月 8日 実施方針公表
平成29年 1月16日 募集要項等の公表
平成29年 4月 4日 応募者ヒアリング(3グループ)



■想定スケジュール

平成29年 5月 優先交渉権者決定
平成29年 8月 運営権の設定、実施契約締結
平成31年10月 開館

(仮称)大阪新美術館(大阪市所管)

平成29年度 導入可能性調査実施予定

■概要 大阪市中之島エリアに「(仮称)大阪新美術館」を新設予定。

■現在の状況

平成28年7月 内閣府「平成28年度 高度専門家による課題検討支援」の支援対象に決定。
平成29年2月 公募型設計競技において最優秀案が決定。
平成29年3月 美術館運営へのコンセッション方式導入の有効性、既存施設(美術館・博物館)との効果的な連携のあり方についての検討等について課題解決を進め、報告書を取りまとめ。
(①共通テーマによる合同企画展等の開催や、周遊チケット(パスポート)の発行といった企画の実施、
②共通事務の集約・効率化等により、既存施設との連携による相乗効果が期待されることが分かった。)

■想定スケジュール

平成29年度 VFM算定調査
平成33年度 開館



文教施設の検討事例②

京都スタジアム(仮称)(京都府所管)

導入可能性調査実施中

■概要

京都府亀岡市(JR亀岡駅北口に近接)に約2.1万席のスタジアムを整備。その中にスポーツライミング施設や商業施設等を併設。

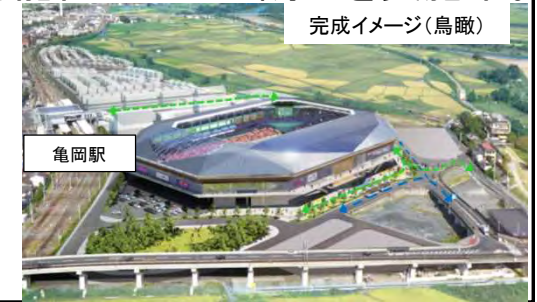
■現在の状況

内閣府「民間資金等活用事業調査費補助事業」の支援対象に決定。(平成28年12月)

- ・ 民間事業者の意向調査やVFMの算定によりコンセッション方式の導入の可能性について調査を実施中。

■想定スケジュール

平成29年度 建設工事の着手、VFM算定等調査終了
平成31年度末 開業予定



その他、内閣府「民間資金等活用事業調査費補助事業」(平成28年度上下水道コンセッション事業の推進に資する支援措置)に以下が支援対象となっている。(文教施設分野で申請があったもの)

一次採択(平成28年12月)

横浜市
甲斐市 ※
富士吉田市外二ヶ村 恩賜県有財産保護組合
大野市
忠岡町
京都府
京都市
和歌山市

二次採択(平成29年2月)

盛岡市	名古屋市
二戸市	春日井市
志木市	神河町
福生市	大牟田市
甲府市 ※	沖縄市 ※
島田市	北中城村
伊豆の国市	

※動物園・美術館

平成29年2月28日公募開始

< 概要 >

「PPP/PFI推進アクションプラン」に記載された目標等を踏まえ、文教施設（スポーツ施設・社会教育施設及び文化施設）における公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）の案件形成を図るため、**地方公共団体等と連携・協力して、コンセッション事業導入の検討段階における「事業の発案」や「具体化の検討」**を行うとともに、その具体的な**成果を全国に発信・普及**する取組を実施する。

文教施設におけるコンセッション事業の具体的な案件形成に向けた取組

- 「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」（主査：山内弘隆一橋大学大学院商学研究科教授）において、文教施設におけるコンセッション事業について、活用のメリットや導入に当たった論点等を整理（平成29年3月 最終報告公表）
- コンセッション事業を円滑かつ効果的に導入するための実務的な手引き（解説書）を作成（平成29年度中）

中間まとめにおける論点整理等を踏まえ、先導的開発事業において具体的な検討を実施

先導的開発事業の実施（平成29年度～）

コンセッション事業導入のプロセス



事業の内容

地方公共団体等におけるコンセッション事業の導入が進むよう、地域や施設の特性等を踏まえ、**導入可能な施設の抽出・選定など「事業の発案」**や、**事業スキームの開発など「具体化の検討」**を実施

1. 事業の発案

（具体的な検討例）

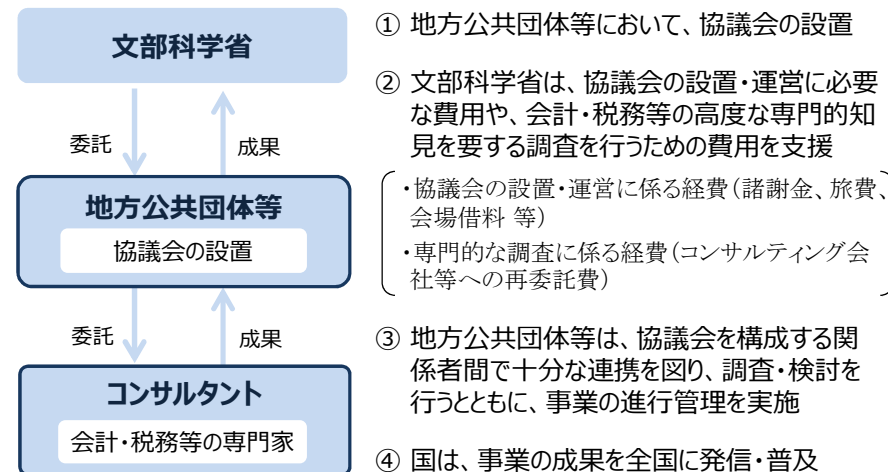
- ・ 導入可能な施設の抽出・選定（目的の明確化、導入効果の検討等）
- ・ 導入の判断基準（地域活性化を考慮したVFM算定方法の検討等）
- ・ 民間事業者へのインセンティブ（創意工夫を引き出す仕組み、収益の分配、複合的な運営の検討等） など

2. 具体化の検討

（具体的な検討例）

- ・ **事業スキームの開発**（期間・範囲、VFMの算定、リスク分担、**資産・財務情報の精査・開示、法令上・会計税務上の課題整理といったデューデリジェンス**等）
- ・ 民間事業者の意向調査（専門的人材の確保の検討等） など

事業の仕組み



- ① 地方公共団体等において、協議会の設置
- ② 文部科学省は、協議会の設置・運営に必要な費用や、会計・税務等の高度な専門的知見を要する調査を行うための費用を支援
 - ・協議会の設置・運営に係る経費（諸謝金、旅費、会場借料等）
 - ・専門的な調査に係る経費（コンサルティング会社等への再委託費）
- ③ 地方公共団体等は、協議会を構成する関係者間で十分な連携を図り、調査・検討を行うとともに、事業の進行管理を実施
- ④ 国は、事業の成果を全国に発信・普及

< 実施体制イメージ >

文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設）における 公共施設等運営権制度の可能性と導入について

公共施設等運営権制度とは？

→ **利用料金の徴収を行う**公共施設について、**施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を切り出し民間事業者**に運営権を設定する制度。民間事業者が、運営・維持管理を行い、**利用料金を自らの収入として収受するもの**。

【報告書の目的】

- ・公共施設等運営権制度を活用した事業（以下「コンセッション事業」という。）の具体化目標がPPP/PFIアクションプランで決定（平成30年度までに3件）
- ・民間のノウハウを最大限活かした経営への変革、賑わいのある地域への変革の機会として有効。
- ・一方、地方公共団体によるコンセッション事業の導入事例はなく、知識やノウハウが乏しい。
- ・制度のメリットや導入に当たって論点等を示し、コンセッション事業の導入促進を図る。

第1章 背景

1. 文教施設の現状

- ・生涯学習やスポーツ、文化の振興の他、地域コミュニティの拠点など多面的な役割
- ・指定管理者制度が1/4の施設で導入される中、
 - ①指定期間が短く長期的な視点に立った運営が困難、②低価格競争になりがち、等の課題

2. 公共施設等運営権制度について

- ・平成23年のPFI法改正により公共施設等運営権制度が新しく導入されたが文教施設については地方公共団体による導入事例はない。

導入促進のためには、✓制度の正しい知識の普及 ✓最大限の成果を出すために**検討すべき論点を整理**することが必要

第2章 文教施設における公共施設等運営権制度の導入について

1. 公共施設等運営権制度の特徴について

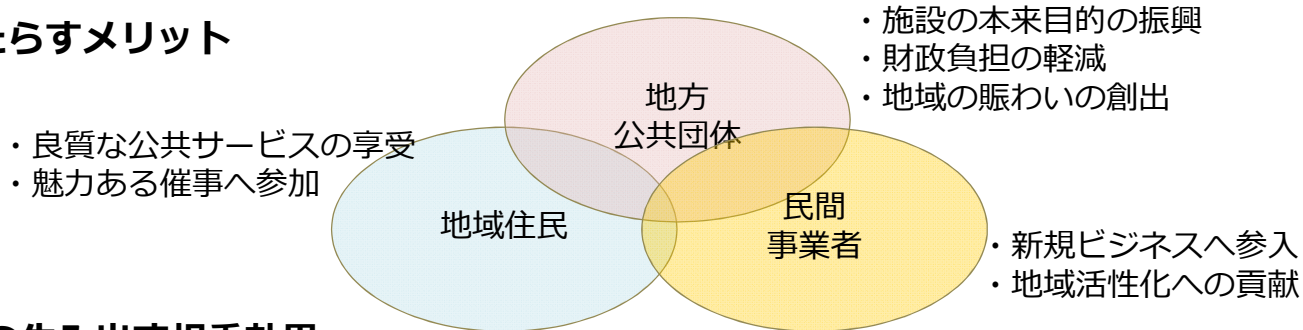
○公共施設等運営権制度の目指す姿

- ・民間事業者を高水準の公的サービスを提供する「ビジネスパートナー」と位置づけ
- ・長期的な運営で**施設の本来機能の向上**に加え、民間の創意工夫により**新たな価値を創造**

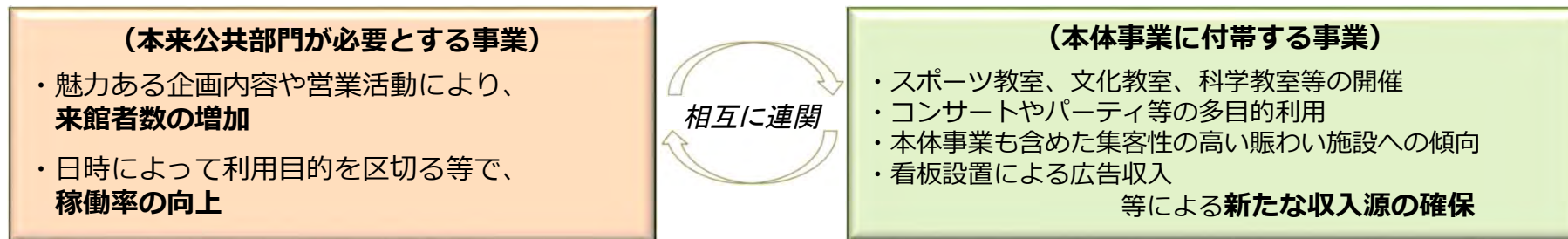
○制度の特徴

- ・施設の所有権は公共にある等、**公共による一定の関与と責任は確保**
- ・**みなし物権**である公共施設等運営権を担保に**抵当権を設定**できるため**資金調達が円滑**
- ・**料金収入を民間事業者の収入とする仕組み**
- ・具体的な事業内容については地域の実情等に応じた**柔軟な対応が可能**

○制度のもたらすメリット



○事業導入の生み出す相乗効果



○柔軟な事業スキーム

- ・「独立採算型」の他、公共側が一部費用負担する「混合型」も可能。
- ・運營業務と維持管理業務を一体に行う他、契約を切り分ける「分離一体型」も可能。
- ・運営権対価の一括払いの他、分割払い、対価なしも可能。
- ・実施契約の範囲内であれば、**別途の目的外使用許可の手続きが不要。**

➔ **地域の実情や施設の状況に応じ、柔軟な形態を採ることができる。**

○現行制度との比較でコンセッション事業に期待されるメリット

- ・数十年の長期契約が前提
- ・民間事業者の裁量が大きく、**創意工夫を活かした投資が可能**

➔ **✓事業範囲の拡大** ✓施設を中核として周辺地域の開発も含め、**地域全体の魅力向上**
 ✓投資回収の期間も長期にわたるため、**最適な更新投資マネジメント**による経営が可能

○指定管理者制度との二重適用について

- ・現行法上、以下の方式により運営権者が指定管理者制度の指定を受けずに特定の第三者に対して施設を使用させることが可能。

①対象施設を普通財産化した上でコンセッション事業者に貸し付けること

②行政財産をコンセッション事業者に貸し付けること（施設目的の範囲外の使用に供する場合）

（さらに運営権者が特定の者に利用させることができるよう、PFI法改正法案に必要な措置を盛り込む予定）

上記の制度のメリットを十分に活かすためには、次の観点が必要

2. 公共施設等運営権制度の成果を高めるために具体的な論点

(1) 目的の明確化

①施設本来の設置目的の明確化 → ②事業導入の主眼の明確化 (施設の維持費の捻出や地域経済の活性化等)

(2) 多面的なコンセッション事業導入の判断基準

(3) 民間事業者へのインセンティブ

・ 創意工夫を引き出す仕組み作り ・ 収益とリスクのフェアな官民分担 ・ 徹底的な情報開示 ・ 複合的な運営の検討

(4) 専門的人材の継続的な確保

(5) 早期の地方公共団体等の関係者の理解

→ 今後地方公共団体で、具体的な検討が進むことを期待。

3. コンセッション事業の導入可能性が高い施設例

- ・ 新規施設整備や大規模改修を行う施設
- ・ 一定の利用者数の見込まれる利便性の高い施設
- ・ 都市部で周辺施設も包含した複合的な運営が可能な施設
- ・ スタジアム・アリーナ等、多くの観客席を有する施設 等

第3章 国による推進方策

上記の施設を中心に論点を踏まえ、官と民が協働し実情に応じた柔軟な事業作りを行えるよう、国は以下の推進方策を実施。

- ・ 地方公共団体における先導的事业への支援
- ・ 地域プラットフォーム等を活用した普及啓発
- ・ 事業導入に当たっての手引きの作成による技術的な支援
- ・ 関係省庁との連携
- ・ 民間資金等活用事業推進機構の活用促進

→ 文教施設におけるコンセッション事業導入の検討は始まったばかりであり、今後国と地方、官と民が施設の実情に応じしっかり協議し好事例を積み上げることが必要。

参考1 地方公共団体等における検討事例

コンセッション事業の導入を検討している地方公共団体等や、検討の結果、導入は困難と判断するに至った地方公共団体に対し、検討状況、課題、導入を見送った理由等について現地調査を行った。

＜検討中の事例＞

事例① 奈良少年刑務所赤れんが建造物

事例② (仮称) 大阪新美術館

事例③ 京都スタジアム (仮称)

＜検討の結果、導入を見送った事例＞

事例④ 検討事例A市

事例⑤ 検討事例B市

参考2 地方公共団体からの質問と回答

Q 独立採算が見込めない施設はコンセッション事業の導入はできない？

A 可能です

Q 導入可能性を確認する方法は？

A 事業発案段階でのマーケットサウンディングの実施等があります

Q 地域住民等への意見交換の手法は？

A ヒアリングや多様な立場・世代からなるワークショップ等があります

Q 専門的人材の確保方法は？

A 退職派遣制度や研修派遣等により地方公務員を運営権者に派遣できます

Q 指定管理者制度との二重適用は必要？

A 必要でない場合があります。今後PFI法改正も予定されています

この他、コンセッション事業を具体化するにあたっての具体的な課題や課題解決に当たって参考にすべきガイドライン等を示している。

参考3 海外の文教施設分野における事例

海外事例① スタジアムオーストラリア

海外事例② シンガポールスポーツハブ

海外事例③ ロンドンオリンピックスタジアム

国立大学法人の資産の有効活用を図るための措置 (土地等の貸付け)

- 【現行】国立大学法人が第三者に対する土地等の貸付けが可能な場合は、以下の2通り
- 国立大学法人法に規定される国立大学法人の業務の範囲に伴う場合（学生等の福利厚生等）
 - PFI法に基づき、国立大学法人の業務の範囲に附帯して民間収益施設を整備する場合

国立大学法人法を平成28年5月に改正

大学の教育研究水準の一層の向上のために必要な費用に充てるために、文部科学大臣の認可を受ければ、国立大学法人の業務に関わらない用途として、将来的に大学で使用予定はあるものの、当面使用が予定されていない土地等を、第三者に貸付けることが可能に

※文部科学大臣の認可では、

- 大学の業務の遂行に支障のない貸付け内容か
- 貸付期間と将来的な大学の活用予定との関係は合理的か
- 貸付相手方の対応により大学側に毀損がでないか

を契約において留意しているか等を確認

⇒ 平成29年4月1日より大学より申請受付

【今後想定されるケース】

- ☑ 借りた土地の上に民間事業者が建物を建設し、その建物を他の事業者に貸し付けてテナントとして入居させる
- ☑ 借りた土地に学外者が主に使用する駐車場を設置する
- ☑ キャンパス内の既存施設を借りてオフィスや店舗として利用する

